

太陽光発電設備を設置された方へ

固定資産税(償却資産)の課税対象となる場合があります。下表を確認の上、適正な申告を行ってください。



●課税の対象になる資産

設置者	10kW以上の太陽光発電設備 (余剰売電・全量売電)	10kW未満の太陽光発電設備 (余剰売電)
個人 (住宅用)	いわゆる事業用の発電設備とみなし、全量・余剰売電に関わらず、償却資産として 課税の対象 となります。	いわゆる家庭用の発電設備とみなし、償却資産としては 課税の対象外となり申告は不要 です。
個人 (事業用)	個人の方でも事業の用に供している資産については、発電出力量や、全量売電か余剰売電かにかかわらず償却資産として 課税の対象 となります。	
法人	事業の用に供している資産になりますので、発電出力量や、全量売電か余剰売電かにかかわらず償却資産として 課税の対象 となります。	

※家屋と一体になった建材(屋根材)として設置される場合には、家屋として評価するためパネル自体の申告は不要ですが、付帯設備(接続ユニット・架台・パワーコンディショナーおよび表示ユニット等)については申告が必要です。

○課税標準の特例(地方税法附則第15条第34項)

上記課税対象のうち、次の条件を満たす場合、**3年度分の課税標準額が、価格の3分の2**になります。

○対象設備

…経済産業省による『再生可能エネルギーの固定価格買取制度』の認定を受けた発電設備のうち償却資産に該当する部分。ただし、住宅等太陽光発電設備(低圧かつ発電量10kW未満)を除きます。

○取得時期

…平成24年5月29日から平成28年3月31日までの間に新たに取得した設備

○申告時の添付書類

…経済産業省が発行する『再生可能エネルギー発電設備の認定通知書』の写し

○太陽光発電設備にかかる課税調査

固定資産税賦課の公平をはかるため以下のとおり課税調査を行っています(地方税法第353条)。

1. 調査対象者

太陽光発電設備所有者

2. 調査方法

○町内全域における現地調査(目視)

○電力受給契約の内容確認

⇒**契約書の提示を求める場合があります。**

○所有者や関係人への聞き取り など

※過年度分につきまして未申告が判明した場合には遡及して課税します。

※実際に課税とならない場合でも、確認のために調査を行う場合がありますのでご協力よろしくお願ひします。

ご協力お願いします。



連絡先

役場税務課評価係

TEL:0994-63-3109(内線134・135)